

パブリックコメント（意見公募）とパブリックインボルブメント（住民参画）について

質問者 古宮郁夫

行政運営における公正の確保、透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的に制定された行政手続法は、平成17年に改正され意見公募手続等が定められた。これを参考に町でも各種計画等にパブリックコメント制度を行っている。しかし、本年3月には総務省行政管理局長名にて意見公募手続等の改善通知を出すなど課題もある。これを踏まえ町の現状と今後、また、密接な関係である協働・住民参画について問う。